

消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

船橋新京成バス株式会社（本社：千葉県鎌ヶ谷市，社長：北田良仁）では、平成25年12月10日、国土交通省関東運輸局に乗合バス運賃の変更認可申請を行いました。

申請理由および申請概要は次のとおりです。

1. 申請理由

平成26年4月1日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため。

2. 申請概要

- (1) 申請日 平成25年12月10日
(2) 運賃改定実施予定日 平成26年4月1日（予定）
(3) 改定上限運賃の平均改定率 2.840%（参考：消費税率引上げ率2.857%）
(4) 現行・申請運賃比較表

運賃制度等	現 行	申 請
対キロ区間制（初乗運賃）	170 円	IC 175 円 現金 180 円

(5) 主要区間の申請運賃

主要区間	片道運賃		通勤定期運賃（1か月）	
	現行	申請	現行	申請
船橋駅北口 ～ 鎌ヶ谷大仏 （船03 二和道経由）	310 円	IC 320 円 現金 320 円	13,950 円	13,950 円
船橋駅北口 ～ 金杉台団地 船橋グリーンハイ	250 円	IC 258 円 現金 260 円	11,250 円	11,250 円
船橋駅北口 ～ 医療センター	210 円	IC 216 円 現金 220 円	9,450 円	9,450 円
船橋駅北口 ～ 北習志野駅	340 円	IC 350 円 現金 350 円	15,300 円	15,300 円

※ 当社では、改定上限運賃の平均改定率を消費税率引上げ率の範囲内に収めるための調整として、特殊割引定期運賃以外の定期運賃を現行と同額とする申請を行いました。その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

【お問い合わせ連絡先】

船橋新京成バス株式会社
営業部 運賃担当者あて

TEL：047-443-2091

※土日祝日および年末年始（12月30日～1月6日）を除く